

格付提供方針等に基づく適時開示情報

- 信用格付業者の商号及び登録番号：フィッチ・レイティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）
- 格付付与日（格付委員会における格付決定日）：2015年5月21日
- 主任格付アナリスト：黒田 篤
- 信用格付の付与について当社を代表して責任を有する者：黒田 篤
- 信用格付の付与に当たり採用した次に掲げる事項の概要（区分：ストラクチャード・ファイナンス。なお、金融商品取引業等に関する内閣府令第295条第3項第1号トの規定に基づき「資産証券化商品」には該当しないものと考えられます。）
 - 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準：弊社ウェブサイト（[「格付の定義」](#) > 「格付の定義をダウンロード」（PDF））に掲載された「格付及びその他の形態の意見に関する定義」を参照のこと。
 - 信用格付の付与に係る方法（重要なものに限る）：
「[Global Rating Criteria for Asset-Backed Commercial Paper](#)」（2014年10月30日付格付基準レポート）の概要は、以下のとおりである。

フィッチによるABCPの格付は、主として、発行体のストラクチャー、裏付資産や投資ガイドライン及び主要な関係者にかかる分析に基づいている。主要なポイントは以下のとおりである。

 - ・ サポート提供者の信用力：流動性補完及び信用補完の提供者の格付はABCPに対する格付の重要な決定要因である。ABCPの格付は、短期格付であり、当該サポート提供者の短期格付を上回ることはない。
 - ・ スポンサー及び事務代理人の能力：プログラムの運営において、スポンサー及び事務代理人の能力は重要な要素である。このため、分析においては、オンサイトレビュー等を通じて、十分な能力及び経験を有するかを評価する。
 - ・ 裏付資産の信用力：フィッチの分析では、発行体が購入する裏付資産の特性、セラーの属性、裏付資産にかかる債務者の信用リスク等に着目する。関連契約書のレビュー、債務者の分布やヒストリカルデータに基づく損失予想、セラーの信用力や与信基準、サービシング能力のレビュー等を行う。ただし、フル・サポート型の場合、投資家は、信用リスク、流動性リスクとともにサポート提供者のみに依拠するため、裏付資産の信用力はABCPの格付要因とはならない。
 - ・ 法的構造：一般的な証券化案件と同様、発行体の保有資産が、案件関係者の倒産リスクから隔離されているか、発行体自体の倒産の可能性が十分に軽減されているか等について確認する。

「[Global Structured Finance Rating Criteria](#)」（2015年3月31日付格付基準レポート）の概要は、以下のとおりである。

本格付基準において論じられる原則は、住宅ローン担保証券、商業用不動産ローン担保証券、資産担保証券、ストラクチャード・クレジット案件を含む証券化（SF）商品の資産クラス全体に適用される。本格付基準は、すべてのSF案件に適用される包括的な枠組みを提供するものであり、これに加えて、資産クラス別の詳細な格付基準が考慮される必要がある。

フィッチがSF案件に対する格付意見を決定するうえで重視する主要な格付要素は、以下のとおりである。

- ・ 資産の隔離及び法的構造：裏付資産プールがオリジネーターの信用リスクから有効に隔離されている場合、その他の要因がなければ、当該SF案件はオリジネーター自体の格付を上回る格付を取得し得る。
- ・ 資産の質：フィッチでは、通常、資産の信用特性を分析することによりベース・ケース・シナリオ上の予想損失を導出した後、各格付カテゴリーの序列に応じたストレスを付加する。

- ・ 信用補完：フィッチは、当該債券が、その債券格付に対応する格付ストレス・シナリオ上で、フィッチが想定する裏付資産プールのデフォルト時損失に十分に耐え得る利用可能な信用補完を有しているか否かを検証する。
- ・ 財務ストラクチャー：フィッチでは、デリバティブ、銀行口座及び金融保証の提供といったカウンターパーティへの依存度を分析する。裏付けとなる組織や保証提供者の信用力に依拠する SF 案件の信用リスクは、構造上のリスク緩和策がなければ、通常、当該組織の信用力にリンクすることとなる。
- ・ オリジネーター及びサービサーの質：フィッチは、オリジネーター、サービサー及びアセット・マネージャーが与え得る裏付資産のパフォーマンスへの影響に鑑みて、格付する SF 案件に関与する当該当事者のオペレーション・プロセスを評価する。
フィッチでは、案件に格付を付与した後、当該証券の全額償還又は格付の取り下げまでの間、そのサーバイランス・プロセスを通じて、案件のパフォーマンスをモニタリングする。

- ・ **信用格付の対象となる事項の概要：**

案件名：バーテックス・ファンディング・コーポレーション Pte Ltd

格付：「F1sf」を据え置き

発行枠：1,000 億円

プログラム設定：2007 年 2 月

- ・ **格付関係者の氏名又は名称：**株式会社三菱東京 UFJ 銀行

- ・ **付与した信用格付の前提、意義及び限界：**

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

- ・ **信用格付の付与に当たり利用した主要情報に関する以下の事項**

- (1) **当該情報の概要：**

a) 案件関連の契約書類等

- (2) **当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：**

上記情報については、それぞれ以下であることを確認した。

a) 第三者検証（法律意見書を含む。）を実施済み

- (3) **当該情報の提供者：**株式会社三菱東京 UFJ 銀行

- ・ **当社に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置の内容：**なし

フィッチの全信用格付は、所定の制約及び免責の対象となっています。弊社ウェブサイトから当該制約及び免責事項をご覧ください（www.fitchratings.co.jp : 「格付の定義」 > [「信用格付を理解する：利用と制約」](#)）。さらに、格付の定義及び利用規約は弊社のウェブサイト www.fitchratings.co.jp に掲載されています。公表された格付、格付基準、格付手法も同サイトに常時掲載されています。フィッチの行動規範、守秘義務、利益相反、関連会社間のファイアウォール、コンプライアンス及びその他の方針・手続等も www.fitchratings.com / www.fitchratings.co.jp 上の「Code of Conduct」 / [「行動規範」](#) のセクションにてご覧いただけます。